

第2章 計画の概要

1 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、つながり、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる長野県」を目指します。

2 基本的視点

(1) 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現

障がいを理由とした不当な差別的取扱いや虐待を受けることがないよう、子ども期からの教育や啓発等の障がい者の権利を擁護する取組を推進し、社会的障壁のない共生社会の実現を目指します。

(2) 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり

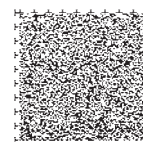
障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ場所で、地域社会との関わりを持ちながら、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、相談支援体制やサービス基盤の充実を図るとともに、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの内容やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するため、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。

(3) 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

障がいのある人が、その希望、能力、適性等に合った仕事を選択し、自らの力を発揮して働き続けられるよう、就労支援を推進します。

また、障がいのある人が、スポーツや文化芸術活動など、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、地域社会との関わりを持ちながら、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる社会づくりに取り組みます。



3 施策体系

<p>1 障がいへの理解と権利擁護の推進</p>	<p>(1) 障がいに対する理解の促進 (2) 障がいのある人とない人との交流機会の拡大 (3) 権利擁護、虐待防止の推進 ① 障がい者差別の解消、権利擁護の推進 ② 権利行使の支援 ③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進</p>
<p>2 地域生活の充実</p>	<p>(1) 地域生活の支援 ① 障がい福祉人材の確保・定着 ② 障害福祉サービスの質の確保・向上 ③ 障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進 ④ 精神障がい者の地域移行の支援 ⑤ 障がいのある人にとって利用しやすい県立施設 (2) 生活の安定に向けた取組 (3) 相談支援体制の充実</p>
<p>3 安全で暮らしやすい地域づくり</p>	<p>(1) 安全な暮らしの確保 ① 防犯・交通安全対策の推進 ② 防災対策・災害発生時の支援の推進 (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり ① 福祉のまちづくりの推進 ② 住宅の整備に対する支援</p>
<p>4 社会参加の促進</p>	<p>(1) 就労支援の充実 ① 一般就労の促進 ② 福祉的就労の支援 ③ 農林業分野における就労支援 (2) 社会活動への参加支援の充実 ① スポーツの裾野拡大と競技力向上 ② 文化芸術活動の充実 ③ 生涯学習の推進 ④ レクリエーション活動の推進 (3) 移動支援の充実 (4) 情報・コミュニケーション支援の充実</p>
<p>5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実</p>	<p>(1) 障がいのある人に対する適切な保健・医療サービスの充実 ① 医療体制の充実 ② 歯科口腔保健医療 (2) 多様な障がいに対する支援の充実 ① 医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ② 難病対策の推進 ③ 難聴児支援の推進 ④ 発達障がい者支援の充実 ⑤ 高次脳機能障害者への支援の充実 ⑥ 中途障がい者等に対する機能訓練の充実 ⑦ 強度行動障がいへの支援の充実 (3) 教育・療育体制の充実 ① 障がいの早期発見に向けた支援 ② 地域療育機能の強化 ③ 特別支援教育等の充実</p>

